平成２８年（フ）第１２１号
栃木県宇都宮市今泉町541番地１　グランドハイツ今泉1111号
債務者　山之内琴子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４５号
栃木県宇都宮市鶴田町538番地30
債務者　髙松　健二
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０号
岡山市南区彦崎2094番地２
債務者　柿原　秀昭
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０号
岡山市北区辰巳44番地104　ニューマリッチかわぐちＡ101、住民票上の住所岡山市北区辰巳44番地104　ニューマリッチかわぐちＢ103
債務者　小林　大介
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２号
岡山市北区今保220番地１雇用促進住宅１号棟２－４
債務者　平野　久重
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９号
岡山市北区御津下田373番地、旧住所岡山県新見市新見710番地
債務者　瀧本　浩司
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９８号
東京都小平市学園東町２丁目６番21―205号
債務者　川口　信良
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６１５号
横浜市神奈川区神大寺３丁目５番10―505号
債務者　平井　光誠
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３００号
東京都武蔵野市緑町２丁目５番７―401号
債務者　梅田　千香
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第６６号
福島県いわき市平南白土２丁目11番地の18
破産者　株式会社マテリアルサイエンスジャパン
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第１６８号
千葉県旭市琴田3012―５　エスポワール103号、住民票上の住所千葉県旭市鎌数4418番地１
破産者　鎌形　友明
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第８１２号
千葉市中央区登戸１丁目17番13号　カムフォート登戸Ⅱ５Ｂ号
破産者　田村　俊一
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２０４号
千葉県船橋市行田３丁目１番５棟502号
破産者　小崎　愛子
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１００８号
東京都府中市白糸台１丁目16番地３綿新ビル３階301号室
破産者　株式会社建翔
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１００９号
東京都府中市緑町３丁目31番地の８エミネンス二宮102
破産者　東　　俊一
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０７５号
東京都あきる野市秋川６丁目18番地10グランドール岡野Ａ棟302号
破産者　村越　英雄
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８２７号
京都市伏見区横大路千両松町147番地１
破産者　馬場株式会社
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係